

十島村国土強靱化地域計画

令和6年12月

鹿児島県十島村

目 次

第1章 村国土強靱化地域計画策定の趣旨、位置付け	
第1節 村国土強靱化地域計画の趣旨	2
第2節 村地域計画の位置付け	2
第3節 計画期間	2
第2章 基本的な考え方	
第1節 基本目標	3
第2節 事前に備えるべき目標	3
第3節 基本的な方針	3
第3章 村の地域特性及び災害想定	
第1節 地域特性	5
第2節 災害想定	7
第4章 脆弱性評価	
第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	14
第2節 脆弱性評価結果	16
第5章 村地域計画の推進方針	
第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針 ...	30
第2節 指標	45
第6章 村地域計画の推進	
第1節 村の他の計画等の必要な見直し	47
第2節 村地域計画の進捗管理	47
第7章 アクションプラン（年次計画）	47

第1章 村国土強靱化地域計画策定の趣旨、位置付け

第1節 村国土強靱化地域計画の趣旨

国においては、東日本大震災の発生などを踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成25年（2013年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を制定した。その後、平成26年（2014年）6月には「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）を策定し、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会情勢の変化等を踏まえ平成30年（2018年）12月に見直し、さらに令和5年（2023年）6月に国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため基本法の改正が行われた。

また、鹿児島県は平成28年（2016年）3月に「鹿児島県地域強靱化計画」（以下「県地域計画」という。）を策定し、令和2年3月に見直しが行われたところである。

切迫する大規模地震災害、相次ぐ気象災害、火山災害、インフラの老朽化等の危機に打ち勝つためには、継続的・安定的に防災・減災、国土強靱化の取組を進めていくことが重要となっている。

十島村国土強靱化地域計画（以下「村地域計画」という。）は、このような状況を踏まえ今後の本村の強靱化に関する施策を、国基本計画や県地域計画との調和を図りながら、国、県、民間事業者など関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進するために策定するものである。

第2節 村地域計画の位置付け

村地域計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、第6次十島村総合計画（以下「村総合計画」という。）との調和を図るとともに、地域強靱化の観点から、村総合戦略、村地域防災計画などの本村における様々な分野の計画等の指針となるものである。

第3節 計画期間

今回の計画期間については、村総合計画の終期と合わせることとし、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とする。

村地域計画の内容は、国基本計画に準じて概ね5年ごとに見直すこととする。

第2章 基本的な考え方

第1節 基本目標

次の4つを基本目標とする。

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 村及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

第2節 事前に備えるべき目標

本村における強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標として、次の8つを設定する。

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第3節 基本的な方針

本村の強靱な国土づくりについて、次の方針に基づき推進する。

（1）国土強靱化の取組姿勢

- ① 村の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのか吟味しつつ、取組にあたる。
- ② 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的な取組にあたる。

- ③ 地域間の連携を強化するとともに、地域の活力を高める。
- ④ 経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する。
- ⑤ 制度、規制の適正な在り方を見据えながら取り組む。

（２）適切な施策の組み合わせ

- ⑥ ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ⑦ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- ⑧ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

（３）効率的な施策の推進

- ⑨ 強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- ⑩ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- ⑪ 民間資金の積極的な活用を図る。
- ⑫ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。
- ⑬ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。
- ⑭ 科学的知見に基づく研究開発成果の普及を図る。

（４）地域の特性に応じた施策の推進

- ⑮ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- ⑯ 女性、高齢者、子供、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。
- ⑰ 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図る。

第3章 村の地域特性及び災害想定

第1節 地域特性

1 地形・地質等

本村は、屋久島と奄美大島の間に点在し、トカラ列島と呼ばれ、口之島、中之島、諏訪之瀬島、平島、悪石島、小宝島、宝島の有人7島と、臥蛇島、小臥蛇島、小島、上ノ根島、横当島の無人5島の合わせて12の島々で構成されている南北約160kmに及ぶ「南北に長い村」である。

本村の島々は、火山あるいは隆起によって生じたもので、海面からそびえたつ山体で構成され、平地に乏しい。

このような地勢を持つ本村は、比較的風害、水害、浪害等の発生が多く、津波や地震による被害を受けやすい。このため、鹿児島県に影響をもつ津波の発生状況の特徴等を踏まえ、津波災害から本村及び住民を守っていかなければならない。

2 気象概況

十島村は、気象における細分区域は、奄美地方に属している。亜熱帯海洋性の気候に属し、四季を通じ温暖である。気温（中之島）は年平均気温19.0℃、年較差（夏の最高月と冬の最低月の気温差）は15.6℃であり、鹿児島の20.1℃に比べて年較差が小さく、亜熱帯海洋性気候の特徴を示している。年間降水量は3,626.7mmと県内でも降水量の多い方に属する。梅雨の期間は本土より一月ほど早く、平年の梅雨入りは5月12日頃、梅雨明けは6月29日頃である。梅雨期間（5月から6月）の降水量は、1,125.2mmで、この期間の降水量が年間で最も多い時期となる。

※平年値で記載(2003年～2020年)

3 火山

西日本には、鳥取県大山から沖縄県の西表島北方の海底火山まで火山が南北に続いている。

県内では、北から霧島山、米丸・住吉池、若尊、桜島、池田・山川、開聞岳、薩摩硫黄島、口永良部島、口之島、中之島、諏訪之瀬島の11の活火山が分布する他、悪石島のように活火山には分類されていないが、現在でも噴気活動を続けている火山島がある。

鹿児島県における最近3,000年の火山活動について、地質学的あるいは古文書等で確認された噴火活動史がまとめられているが、それによると、約3,000年前から2,000年前にかけて、霧島山の御鉢、桜島の南岳、開聞岳といった火山体を形成するような大規模な噴火が起こった他、薩摩硫黄島等でも活発に活動したと推定されている。

また、1,100年前頃には霧島山の御鉢、桜島、開聞岳で大規模な噴火が起こり、周辺地域に大量の噴出物を放出した。

霧島山、桜島、開聞岳の3火山については、1,200年前頃から古文書に噴火の記録を見ることができ、薩南諸島では文書資料が乏しく、噴火に関する記録は確認できない。

また、地質学的研究もあまり進んでいないため、詳細な噴火史は不明であるが、噴出物の状況等から県内の活火山は、数100年あるいは数10年のオーダーで噴火を繰り返しているこ

とは明らかで、今後も活発な噴火活動が予想される。

口之島

口之島は最高点 628m のある前岳と 425m の燃岳を中心とした火山島である。有史以来火山活動の記録は無いが、近年では、燃岳山頂付近の噴気孔から噴煙が上がる様子や島周辺で海域の変色域が見られているが、観測体制は未整備である。

平成 15 年（2003 年）に火山噴火予知連絡会が活火山の定義を「概ね過去 1 万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」としたことから「活火山」として扱われることとなった。

中之島

中之島は、後期更新世ころから島の南東部で噴火活動を開始した。現在では南東部の火山体は活動を停止している。一方、島の北西部の御岳で活発な活動が続いている。記録に残る噴火は 1914 年の小噴火のみであるが、噴出物の状況から、数千年前には爆発的な噴火を行い、溶岩の流出を繰り返したと推定される。現在も活発な噴気活動が続いており、今後も噴火の可能性はある。

京都大学防災研究所附属火山活動研究センターによって地震観測点と G P S 観測点が設置されているほか、気象庁によって、地震観測点、監視カメラが設置されており、常時観測が行われている。なお、気象庁は数年毎に定期的火山機動観測を実施している。

諏訪之瀬島

諏訪之瀬島は、島の北部に古い火山体があり、南部には約 63 万年前頃に活動したと思われる台地状の火山体が分布する。現在活動が活発な火山は島の中央に位置する御岳火山で、島内の噴出物の状況から数千年にわたって噴火を繰り返してきたと推定される。記録に残る最古の噴火は 1813 年のもので、この噴火により全島民が島を離れ以後 70 年間にわたって無人島となった。

1884 年にも溶岩の流出を伴う噴火が発生したほか、1957 年以降断続的にストロンボリ式噴火を繰り返している。

京都大学防災研究所附属火山活動研究センターによって地震観測点、空振観測点、G P S 観測点が設置されているほか、気象庁によって、地震観測点、空振観測点、監視カメラ、G P S 観測点、傾斜計が設置されており、常時観測が行われている。なお、気象庁は年 1 回火山機動観測を実施している。

4 人口

本村の人口は、1955 年（昭和 30 年）の 2,658 人から減少し続け、2010 年（平成 22 年）に 657 人となり、2015 年（平成 27 年）では若干増加し 756 人となったが、再び減少し近年では 680 人前後を推移している。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（2018 年）によると 2045 年には、489 人まで減少する事が見込まれています。なお、2013 年発表の将来推計人口は 2045 年で 437 人であったことから、2018 年発表は 52 人増加している。

※年末人口

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
口之島	126	127	128	133	127	129	119	102	102	103	113
中之島	142	153	158	164	164	162	154	147	142	139	130
諏訪之 瀬島	69	70	71	80	77	56	65	81	83	79	84
平島	65	66	66	64	66	78	81	90	91	77	76
悪石島	55	58	70	74	80	81	78	80	74	80	81
小宝島	56	62	58	63	56	52	64	65	68	56	60
宝島	123	128	133	137	139	131	120	119	121	123	122
計	636	664	684	715	709	689	681	684	681	657	666

第2節 災害想定

1 風水害

本村は土砂災害に係る指定危険箇所が 2642 箇所存在している。山裾に沿った形での居住区域が非常に多く、地盤が緩んだ状態での地震や断続的な大雨により多大な被害が発生すると予測される。

山裾の地域では土砂災害による全壊棟数の被害が集中すると予測される。

道路の寸断等により、移動や輸送に大きな障害が発生すると予想される。また、台風発生に伴い海上輸送等にも規制がかかり、孤立化した集落への輸送等に支障が及ぶことが予想される。

施設被害や輻輳により通話不能又は通話困難となることが予想される。周辺地域でも、安否の問い合わせの殺到で電話がかかりにくくなる可能性がある。

学校施設や教職員の被災により通常教育の停止、休止を余儀なくされ、施設を避難所として使用することから教育の制約が生じることが予想されるほか、建物・ライフライン等に大きな制約を受け、経済活動の著しい低下を招くことが予想される。

2 地震災害、津波災害

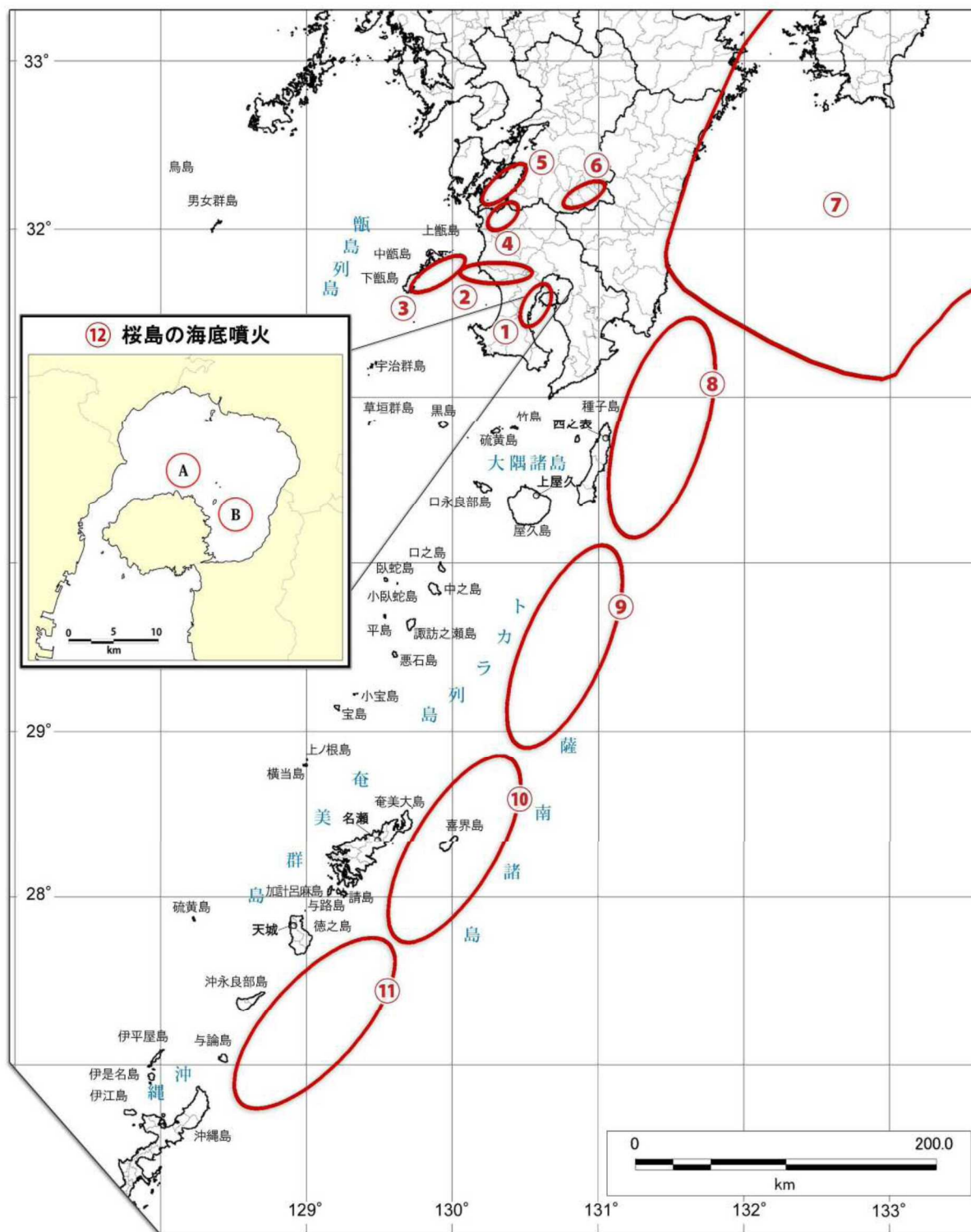
鹿児島県は、平成 24 年度から 25 年度にかけて地震等災害被害予測調査を実施し、津波等の災害の想定や、被害の想定を見直した。

これを踏まえ、本村においても同様に災害の想定を見直した。

「地震等災害被害予測調査」報告は、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の被害状況を踏まえ、本県が想定すべき災害のひとつである地震・津波災害による地震動、津波、地盤の液状化、斜面崩壊の想定を行い、併せて桜島の海底噴火に伴う津波の想定も行ったものである。

地震等の大きさは、必ずしも一定期間内の高い確率のものではなく、発生頻度は極めて低

いが甚大な被害をもたらす最大クラスのものを中心に想定している。



想定地震等の概要

番号	想定地震等の位置	気象庁 マグニチュー ード(MJ)	モーメント マグニチュー ード(Mw)	震源断層 上端の深度 (km)	津波 (11 津波)
①	鹿児島湾直下	7.1	6.6	3	○
②	県西部直下 【市来断層帯(市来区間)近辺】	7.2	6.7	1	○
③	甬島列島東方沖 【甬断層帯(甬区間)近辺】	7.5	6.9	1	○
④	県北西部直下 【出水断層帯近辺】	7.0	6.5	3	—
⑤	熊本県南部 【日奈久断層帯(八代海区間)近辺】	7.3	6.8	3	○
⑥	県北部直下 【人吉盆地南縁断層近辺】	7.1	6.6	2	—
⑦	南海トラフ 【東海・東南海・南海・日向灘(4連 動)】	—	地震:9.0 津波:9.1	10	○
⑧	種子島東方沖	—	8.2	10	○
⑨	トカラ列島太平洋沖	—	8.2	10	○
⑩	奄美群島太平洋沖(北部)	—	8.2	10	○
⑪	奄美群島太平洋沖(南部)	—	8.2	10	○
⑫A	桜島北方沖 【桜島の海底噴火】	—	—	—	○
⑫B	桜島東方沖 【桜島の海底噴火】	—	—	—	○

十島村における各想定地震等の最大震度は次表のとおりで、トカラ列島太平洋沖が震度5強と最も高く、種子島東方沖、奄美群島太平洋沖(北部)が5弱となっており、被害想定については最大震度が想定されるトカラ列島太平洋沖地震について被害想定する。

十島村における最大震度

番号	想定地震等	最大震度
①	鹿児島湾直下	2
②	県西部直下	2
③	甬島列島東方沖	3
④	県北西部直下	2
⑤	熊本県南部	2
⑥	県北部直下	1
⑦	南海トラフ【基本ケース】	3
⑦	南海トラフ【東側ケース】	3
⑦	南海トラフ【西側ケース】	3
⑦	南海トラフ【陸側ケース】	3
⑧	種子島東方沖	5 弱
⑨	トカラ列島太平洋沖	5 強
⑩	奄美群島太平洋沖(北部)	5 弱
⑪	奄美群島太平洋沖(南部)	4

被害のシナリオ

冬の深夜（最大風速時）にトカラ列島太平洋沖を震源とするマグニチュード 8.2 の地震が発生。

震源に近い屋久島や種子島では最大震度 6 弱に達する。鹿児島地域（十島）では、最大震度 5 強となり、物につかまらなさと歩くことが困難になるほどの揺れに襲われる。

この地震で、十島村では揺れや急傾斜地の崩壊による被害が生じる。

その後、津波が十島村沿岸を襲い、地震発生から約 40 分後に最大津波 8.6m の津波が十島村沿岸部を襲う。

多くの人たちが就寝中であり、家屋の倒壊やタンスなどの転倒などによる被害が発生する。

就寝中の発災であり避難行動の初動が遅れるとともに、倒壊した家屋からの脱出やブロック塀などの倒壊による避難路の閉塞などにより、津波避難が遅れ被害が発生する。

十島村における想定津波の波源ごとの最大津波

【津波の計算条件：朔望平均満潮位・堤防なし・地殻変動考慮】

番号	想定地震等	十島村における最大津波	
		到達時間(分)	津波高(m)
①	鹿児島湾直下	－	－
②	県西部直下	150	1.26
③	甕島列島東方沖	285	1.80
⑤	熊本県南部	－	－
⑦	南海トラフ（CASE 5）	58	6.34
⑦	南海トラフ（CASE 11）	59	5.88
⑧	種子島東方沖	42	2.67
⑨	トカラ列島太平洋沖	40	8.69
⑩	奄美群島太平洋沖（北部）	46	3.86
⑪	奄美群島太平洋沖（南部）	130	2.28

3 火山災害

本村の口之島、中之島、諏訪之瀬島の3活火山のうち口之島以外の2つの活火山で、火山活動が開始したときに、発生することが予想される災害要因を以下の表にまとめた。

予想される火山災害要因

災害要因	中之島	諏訪之瀬島
噴出岩塊	○	◎
降下火砕物	◎	◎
火砕流	○	○
溶岩流	○	○
泥流・土石流	◎	◎
空振	○	○
山体崩壊（岩屑なだれ）	◎	○
津波	○	△
火山ガス	○	○
地震	△	△
地盤変動	△	△

◎：発生の危険が高い ○：発生の危険がある △：発生に注意を要する
 ×：発生の危険が低い ー：検討を行っていない

中之島

中之島は、火山活動についての記録は 1914 年の小噴火のみである。そこで、噴出物の分布等を参考にして噴火の想定を行った。想定される噴火の場所および規模、様式を次のように想定した。

想定噴火

場	所	御岳山頂火口
規	模	噴出物の実績から推定される過去最大規模
様	式	溶岩流を伴う大規模な噴火

爆発的な噴火が発生した場合、火口からの距離が約 2.5 km の範囲で、噴出岩塊が落下する危険がある。楠木、里村、船倉、日之出（高尾）等の集落に落下する危険がある。また、日之出地区と西海岸沿いの集落をつなぐ道路を分断する危険がある。

噴出岩塊が人や家畜等にあたると死傷するほか、建物や車等にも大きな被害を及ぼす。

降下火砕物は、噴出岩塊よりも粒径が小さく、風向によって堆積範囲が大きく変化するため、中之島防災情報図に危険区域を示していない。中之島周辺の上層の風は、西風が卓越しており、大規模な噴火による降下火砕物は東側で厚く堆積するものと予想される。一方、小規模な噴火では、地上付近では風の影響を受けやすい。降下火砕物が厚く堆積すると、森林や農作物に被害が生じるほか、冷え切っていない火砕物によって火事が発生することもある。

火砕流・溶岩流が南斜面に流れ出した場合、楠木、里村、船倉、日之出（高尾）等の集落に達する危険がある。また、日之出地区と西海岸沿いの集落をつなぐ道路を分断する危険がある。

溶岩流は、比較的ゆっくりとした速度で流下するため、流下が始まってから逃げることもできるが、火砕流は時速 100 km を越す速度で流下するため、発生してから避難することは困難である。

噴火に伴って、御岳の山腹には降下火山灰や火砕流等の未固結堆積物が堆積し、斜面の透水性も悪くなる。このような堆積物は非常に不安定で、噴火時及びその後の降雨によって泥流や土石流として流れ下ることがある。

人家の集中する島西部の集落にも、御岳から流れ下る溪流が数本流れ込んでおり、島の重要部で泥流・土石流の危険が高い。

火山活動の活発化に伴い、有毒な火山ガスが噴出する可能性がある。火山ガスの滞留、拡散は、地形や気象条件に依存しているが、濃度の高い火山ガスを吸うと死に至ることもある。

御岳は、急峻な地形をしており、火山活動の活発化に伴って山体が崩壊する可能性がある。

御岳火口から何らかの理由で土砂が急速に流れ下り海に流入した場合、津波が発生する危険がある。

諏訪之瀬島

諏訪之瀬島の火山活動は、1813 年以降も活発に繰り返されている。そこで、過去の噴火や噴出物の分布等を参考にして噴火を次のとおり想定した。

想定噴火

場 所	御岳新火口、トンガマ
規 模	噴出物の実績から推定される過去最大規模
様 式	ストロンボリ式噴火、溶岩流を伴う噴火

爆発的な噴火が発生した場合、火口からの距離が約 2.5 kmの範囲で、噴出岩塊が落下する危険がある。災害危険区域内には集落はないが、規模の大きい噴火が発生した場合に集落に落下する危険がある。

噴出岩塊が人や家畜等にあたると死傷するほか、建物や車等にも大きな被害を及ぼす。

降下火砕物は、噴出岩塊よりも粒径が小さく、風向によって堆積範囲が大きく変化するため、諏訪之瀬島防災情報図に危険区域を示していない。諏訪之瀬島周辺の上層の風は、西風が卓越しており、大規模な噴火による降下火砕物は東側で厚く堆積するものと予想される。一方、小規模な噴火では、地上付近では風の影響を受けやすい。降下火砕物が厚く堆積すると、森林や農作物に被害が生じるほか、冷え切っていない火砕物によって火事が発生することもある。

御岳（新火口）からの噴火に伴って火砕流・溶岩流が発生した場合、諏訪之瀬島の集落に達する危険は無い。

噴火に伴って、御岳の山腹には降下火山灰や火砕流等の未固結堆積物が堆積し、斜面の透水性も悪くなっている。このような堆積物は非常に不安定で、噴火時及びその後の降雨によって泥流や土石流として流れ下ることがある。

集落の北部に火山麓扇状地が広がっており、今後も泥流・土石流が集落に達する危険がある。

御岳山頂では現在も活発に噴気活動が続いており、有毒な火山ガスが噴出している。

火山ガスの滞留、拡散は、地形や気象条件に依存しているが、濃度の高い火山ガスを吸うと死に至ることもある。

御岳は、急峻な地形をしており、火山活動の活発化に伴って山体が崩壊する可能性がある。

御岳火口から何らかの理由で土砂が急速に流れ下り海に流入した場合、津波が発生する危険がある。

第4章 脆弱性評価

第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本村で想定される大規模自然災害に対して、最悪の事態を回避するための施策を検討するため、国基本計画や県地域計画、本村の地域特性等を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」において、その妨げとなる29の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	建物・交通施設等の大規模倒壊等による多数の死傷者の発生
		1-2	住宅地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	村職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

		5-2	発電施設の損壊、火災、爆発等
		5-3	物流機能等の大幅な低下
		5-4	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワークや石油・LP ガス等の長期間にわたる機能停止
		6-2	簡易水道、合併処理浄化槽等の長期間にわたる供給停止
		6-3	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う住宅密集地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿道の建物倒壊に伴う閉塞及び交通麻痺
		7-4	ため池の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出
		7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

第2節 脆弱性評価結果

29の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、本村が取り組んでいる施策について、その取組状況や現状の課題を分析するとともに、進捗が遅れている施策や新たな施策の必要性について検討し、脆弱性評価を次のとおり行った。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 建物・交通施設等の大規模倒壊等による多数の死傷者の発生

①（住宅・建築物の耐震化）

大規模地震が発生した場合、住宅・建築物の倒壊などにより、多数の人的被害が想定されるため、住宅・建築物の耐震化及びブロック塀等の安全対策を促進する必要がある。

②（公共施設等の耐震化）

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。

③（多数の者が利用する建築物の耐震化）

大規模地震が発生した場合、不特定多数の者が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定されるため、不特定多数の者が利用する建築物については、特に耐震化を促進する必要がある。

④（交通施設、沿道建物の耐震化）

大規模地震が発生した場合、港湾等の交通施設及び道路の沿道建築物の倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、大規模地震に対応する耐震化が進んでいない交通施設及び沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

1-2 住宅地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

①（防火対策の推進）

大規模地震が発生した場合、住宅密集地や不特定多数が集まる施設の火災による、物的・人的被害が想定されるため、出火防止対策及び建物の関係者や住民の防火意識の向上を図る必要がある。

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

①（避難場所等の確保、避難所の耐震化等）

広域にわたる大規模津波等が発生した際に避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されるため、津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難場所や避

難路の確保、避難所等の耐震化、情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進し、関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策を進める必要がある。

②（海岸堤防等の老朽化対策の推進）

大規模地震等が発生した際に海岸堤防等が倒壊するなどにより、浸水被害等の発生が想定されるため、現状の海岸堤防等の施設の点検を行い、長寿命化を図り老朽化対策を推進する必要がある。

③（水門等の効果的な管理運用）

大規模津波等が発生した際に水門等が閉鎖されていない場合、大規模な浸水被害が発生する一方、閉鎖作業の際に操作従事者が危険にさらされることが想定されるため県等と連携を図りながら、操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する必要がある。

④（津波避難計画等の住民周知等）

大規模津波等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがあるため、津波避難計画・津波ハザードマップなど津波避難対策の住民周知等を促進する必要がある。

⑤（危険木伐採等）

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、住宅密集地等を中心とした倒木の危険がある樹木の伐採を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

①（土砂災害対策の推進）

近年、気候変動等の影響による集中豪雨、局地的大雨、大型台風等の増加、さらには地震の多発に伴って、これまでに経験したことがない大規模な土砂災害の発生リスクが高まっている。村内の土砂災害危険箇所における整備率は未だ低い状況であるため、県等と連携し、人命を守るための砂防施設等の整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

②（治山事業の促進）

豪雨や地震の増加に伴って林地の崩壊など山地災害の発生が懸念されるため、県等と連携し、山腹工や溪間工、流木による被害を防止・軽減するための流木捕捉式治山ダムなど治山施設の必要性の検討や根系等の発達を促すための間伐など森林の整備を促進する必要

がある。

③（警戒避難体制の整備等、土砂災害警戒区域等の周知）

土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図るため、県が指定した土砂災害警戒区域等を基に、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。また、異常気象等により大規模な土砂災害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や、村ホームページ等による広報に努めていく必要がある。

④（火山大規模噴火時の大量軽石火山灰対策の推進）

大正大噴火規模の噴火が発生し、かつ集落側にも大量の軽石火山灰の降下があった場合、住民等の生命だけでなく生活への影響も計り知れないことから、大規模噴火時における軽石・火山灰対策について、予防時から応急対策時、復旧時における対策を講じる必要がある。また、火山灰が山地に堆積すると、少ない雨で土石流や洪水が多発するおそれがあり、県等と連携し、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する必要がある。

⑤（噴火警戒レベルの運用等の避難体制強化）

諏訪之瀬島の火山災害対策については、噴火警戒レベルの運用やハザードマップの作成・配布などの対応が図られているところであり、今後とも避難体制強化のための対応策を進める必要がある。

中之島については防災計画の火山災害対策編、ハザードマップは作成されているが噴火警戒レベルの運用はなされていない。

口之島においては、活火山ではあるが防災計画、ハザードマップはおろか観測体制もほとんど手つかずの状況であり、国、県等の関係機関と連携し取り組みを進めていく必要がある。

⑥（地域防災力の向上と人材育成）

豪雨、地震、火山大噴火等により、同時多発的に広域で大規模な災害が発生すると行政だけでは対応できない場合があり、自助と共助を高めて地域防災力を向上させるためにも防災リーダー等の人材育成を推進する必要がある。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

①（水道施設の耐震化）

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。

②（物資輸送ルートの確保）

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための海上・陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、港湾・漁港施設、道路施設、緊急ヘリポートなどの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

③（備蓄物資の供給体制等の強化）

村備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

④（医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備）

村立診療所においては、大規模災害発生時には、医療用資機材・医薬品等が不足するおそれがあるため、県医薬品卸業協会、県医療機器協会、日本産業・医療ガス協会と県が協定を締結し、災害救助に必要な医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備を図っているが、必要に応じ協定内容の見直しを促すなど、円滑な供給体制の構築に努める必要がある。

⑤（医療用資機材・医薬品等の備蓄）

大規模災害発生初動期には、医療救護用の医療用資機材・医薬品等の流通確保が難しくなるおそれがあるため、大規模災害発生時の初動期（2日間）の医療救護用として、村立診療所独自の備蓄も行う必要がある。

⑥（応急給水体制の整備）

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあるため、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

①（港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化）

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生が想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを実際に確保できるよう、港湾・漁港の耐震強化岸壁の整備を進めるとともに、港湾の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

②（孤立集落対策の推進）

災害発生時には、道路の寸断により孤立集落が発生するおそれがあるため、既存施設等の点検等の結果を踏まえ、防災対策を要する箇所についてのハード対策を着実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する必要がある。

2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

①（消防の体制等強化）

大規模自然災害時には、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案が同時に多発する可能性があり、消防力が劣勢になることが想定されるため、活動人員の確保を図るとともに、緊急消防援助隊など応援隊の受入体制を整備し、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する必要がある。

②（情報通信機能の耐災害性の強化）

情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

①（医療救護活動の体制整備）

村立診療所においては、大規模災害発生時には、救護所等で活動する医療従事者の確保が必要となるため、県医師会や他の医療機関などと連携し、医療救護活動等の体制整備に努める必要がある。

②（災害対応マニュアルなどの見直し）

村立診療所において、災害時の医療体制を確保するため、医療機関が自ら被災することをも想定した災害対応マニュアル及び業務継続計画を策定するとともに、継続的に内容の見直しを行う必要がある。

③（救急患者搬送用ヘリポート等の機能確保）

大規模自然災害が発生した場合、ヘリポート着陸帯、場外離着陸場滑走路等の破損が生じると、ドクターヘリによるヘリポート等への着陸が出来ず、救助・救急活動等の絶対的不足が予想される。そこで、広域的かつ大規模な災害時におけるヘリポート等機能の被災

の想定等を行い、ヘリポート機能等の確保のために必要な耐震対策、あるいは夜間照明設備への電源確保等について検討を深める必要がある。

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

①（感染症の発生・まん延防止）

浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、関連部署や消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保に努める必要がある。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

①（避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進）

避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、エコノミークラス症候群、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う必要がある。

②（災害時保健活動及び DHEAT 受援体制の整備）

被災地や避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受援体制を構築する必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 村職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

①（公共施設等の耐震化）

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。

②（電力供給遮断時の電力確保）

電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所における住民生活等に必要不可欠な電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保するため、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電システムの導入が必要である。

③（BCP の見直し等）

業務継続体制を強化するため、村の各業務継続計画（BCP）の策定、見直し及び実効性向

上を図る必要がある。

④（庁内 LAN 及び基幹系ネットワークの機器等の冗長化等）

庁内 LAN 及び基幹系ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等を実施する必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

①（情報通信機能の耐災害性の強化等）

電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を住民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。

4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

①（情報伝達手段の多様化等）

全国瞬時警報システム（Jアラート）の自動起動装置の活用、防災行政無線デジタル化等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多様化・確実化に努めているところであり、それらの施策を着実に進める必要がある。

②（村の人員確保・体制整備）

得られた情報の効果的な利活用を充実させることが必要であり、そのために必要な人員・体制を整備する必要がある。

③（災害発生時の情報発信）

災害発生時において、内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、発信経路をシミュレーションしておく必要がある。

④（住民への災害情報提供）

住民への災害情報提供にあたり、村と自治会や自主防災組織などが連携して、災害情報の共有を図る必要がある。また、村内に滞在している観光客等に対して正確な情報提供をできるだけ迅速に行う必要がある。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

① (サプライチェーン確保のための港湾・漁港、道路等の防災、震災対策等の推進)

大規模自然災害が発生し、港湾・漁港、道路施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され、企業活動等の停滞が想定されるため、港湾・漁港、道路の防災、震災対策や洪水・土砂災害・津波・高潮・降灰対策等を着実に推進する必要がある。

② (危険木伐採等)

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、住宅密集地等を中心とした倒木の危険がある樹木の伐採を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

③ (企業における BCP 策定等の支援)

災害時に重要業務を継続するための事業継続計画 (BCP) の策定や、不測の事態においても事業を継続するための事業継続マネジメント (BCM) の構築について、本村中小企業者の取組を促すし、支援する必要がある。

5-2 発電施設の損壊、火災、爆発等

① (発電施設の安全対策等の強化)

発電施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規定等に定めるなど、事業者と密接に連携し地震、津波対策の強化を進める必要がある。

② (発電施設等の災害に備えた消防力の強化)

発電施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

5-3 物流機能等の大幅な低下

① (物資輸送ルートの確保)

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための海上・陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、港湾・漁港施設、道路施設、緊急ヘリポートなどの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

② （港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化）

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生が想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを実実に確保できるよう、港湾・漁港の耐震強化岸壁の整備を進めるとともに、港湾の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

③ （孤立集落対策の推進）

災害発生時には、道路の寸断により孤立集落が発生するおそれがあるため、既存施設等の点検等の結果を踏まえ、防災対策を要する箇所についてのハード対策を着実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する必要がある。

5-4 食料等の安定供給の停滞

① （備蓄物資の供給体制等の強化）

村備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

② （緊急物資の輸送体制の構築）

大規模自然災害等の発生した場合に緊急に必要となる食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る必要がある。

③ （物資輸送ルートの確保）

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための海上・陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、港湾・漁港施設、道路施設、緊急ヘリポートなどの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を実実に実施する必要がある。

④ （港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化）

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生が想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを実実に確保できるよう、港湾・漁港の耐震強化岸壁の整備を進めるとともに、港湾の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

⑤ （孤立集落対策の推進）

災害発生時には、道路の寸断により孤立集落が発生するおそれがあるため、既存施設等の点検等の結果を踏まえ、防災対策を要する箇所についてのハード対策を着実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電気供給ネットワークや石油・LP ガス等の長期間にわたる機能停止

①（電力供給遮断時の電力確保）

電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所における住民生活等に必要不可欠な電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する必要があるため、非常用発電機やその燃料の確保、蓄電池等の導入が必要である。

②（再生可能エネルギー等の導入促進）

長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入を促進する必要がある。

③（危険物施設の安全対策等の強化）

危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規定等に定めるなど、地震、津波対策の強化を進める必要がある。

④（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

⑤（危険木伐採等）

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、住宅密集地等を中心とした倒木の危険がある樹木の伐採を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

6-2 簡易水道、合併処理浄化槽等の長期間にわたる機能停止

①（水道施設の耐震化）

災害時等において簡易水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、簡易水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、簡易水道施設の耐震化を促進する必要がある。

②（浄化槽台帳システムの整備等）

大規模地震が発生した場合、浄化槽が被災し、長期間にわたり機能を停止する恐れがある。このため、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するとともに、

災害時の浄化槽の使用可否の伝達・仮設トイレの設置状況の把握等に利する浄化槽台帳システムの整備及び内容充実を図る必要がある。

6-3 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

①（緊急物資の輸送体制の構築）

大規模自然災害等の発生した場合に緊急に必要な食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る必要がある。

②（物資輸送ルートの確保）

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための海上・陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、港湾・漁港施設、道路施設、緊急ヘリポートなどの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

③（港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化）

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生が想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、港湾・漁港の耐震強化岸壁の整備を進めるとともに、港湾の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

④（孤立集落対策の推進）

災害発生時には、道路の寸断により孤立集落が発生するおそれがあるため、既存施設等の点検等の結果を踏まえ、防災対策を要する箇所についてのハード対策を着実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する必要がある。

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う住宅密集地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

①（消火・救助活動能力の強化）

大規模自然災害時には、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案が同時に多発する可能性があり、消防力が劣勢になることが想定されるため、消防力（施設・消防水利）の強化を図る必要がある。

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

①（発電施設の安全対策等の強化）

危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規定等に定めるなど、事業者と密接に連携し地震、津波対策の強化を進める必要がある。

②（発電施設等の災害に備えた消防力の強化）

危険物施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

7-3 沿道の建物倒壊による閉塞及び交通麻痺

①（交通施設、沿道建物の耐震化）

大規模地震が発生した場合、港湾等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、大規模地震に対応する耐震化が進んでいない交通施設及び沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

②（電線支障木伐採等）

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、住宅密集地等を中心とした倒木の危険がある樹木の伐採を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

7-4 ため池の損壊・機能不全による二次災害の発生

①（ため池の維持管理）

ため池やダムは築造後数十年が経過したものも多く、老朽化も見られることから、大規模地震が発生した場合、堤体の決壊等により下流域に洪水の被害が及ぶことが想定される。このため、点検診断を実施し、補強の必要な施設については対策を実施するとともに、災害が起きた場合に備えて避難路等を示したハザードマップの作成を行う等、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する必要がある。

7-5 有害物質の大規模拡散・流出

①（発電施設等の災害に備えた消防力の強化）

発電施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

②（有害物質の流出対策等の推進）

大規模自然災害の発生に伴う有害物質の拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルにより、事業者等と連携して対応する必要がある。

7-6 農地・森林等の被害による国土の荒廃

①（農地浸食防止対策の推進）

豪雨が生じた場合、農地の土壌流出や法面の崩壊が生じ、農地の侵食や下流人家等への土砂流入等の被害が及ぶことが想定されるため、災害を未然に防止するための農地侵食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する必要がある。

②（適切な森林整備）

間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要がある。

③（治山事業の促進）

治山ダムなど治山施設の必要性の検討や根系等の発達を促すための間伐など森林の整備を促進する必要がある。

④（鳥獣被害防止対策の推進）

鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下が想定されるため、総合的な対策を推進する必要がある。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

① (災害廃棄物処理計画の推進)

建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を策定、継続的に見直し、処理の実効性向上に努める必要がある。

② (ストックヤードの確保)

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定され、早急な復旧・復興のためには、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する必要がある。

③ (災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上)

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定されるため、災害廃棄物処理等の協力について、県と県産業資源循環協会との協定のもと、さらなる協力体制の実効性向上に取り組む必要がある。

8-2 復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等によりできなくなる事態

① (道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成)

行政機関と建設関係団体との災害協定の締結、建設関係団体内部における事業継続計画(BCP)策定・災害協定の締結等の取組が進められているが、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。

また、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① (コミュニティ力強化の支援)

災害が起きた時の住民の対応力を向上するためには、必要なコミュニティ力を構築する必要がある。本村においては、自治会や地域づくり委員会の活動支援のほか、自主防災組織によるハザードマップ作成・地区防災計画策定・訓練・防災教育等を通じた地域づくりの推進等、コミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実させる必要がある。

第5章 村地域計画の推進方針

第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針

第4章第2節の脆弱性評価結果を踏まえて、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な推進方針を次のとおり定めた。

1-1 建物・交通施設等の大規模倒壊等による多数の死傷者の発生

①（住宅・建築物の耐震化）

大規模地震が発生した場合、住宅・建築物の倒壊などにより、多数の人的被害が想定されるため、住宅・建築物の耐震化及びブロック塀等の安全対策を促進する。

②（公共施設等の耐震化）

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する。

③（多数の者が利用する建築物の耐震化）

大規模地震が発生した場合、不特定多数の者が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定されるため、不特定多数の者が利用する建築物については、特に耐震化を促進する。

④（交通施設、沿道建物の耐震化）

大規模地震が発生した場合、港湾等の交通施設及び道路の沿道建築物の倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、大規模地震に対応する耐震化が進んでいない交通施設及び沿道建築物の耐震化を促進する。

1-2 住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

①（防火対策の推進）

大規模地震が発生した場合、住宅密集地や不特定多数が集まる施設の火災による、物的・人的被害が想定されるため、出火防止対策及び建物の関係者や住民の防火意識の向上を図る。

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

①（避難場所等の確保、避難所の耐震化等）

広域にわたる大規模津波等が発生した際に避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されるため、津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な

災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進し、関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策を進める。

②（海岸堤防等の老朽化対策の推進）

大規模地震等が発生した際に海岸堤防等が倒壊するなどにより、浸水被害等の発生が想定されるため、現状の海岸堤防等の施設の点検を行い、長寿命化を図り老朽化対策を推進する。

③（水門等の効果的な管理運用）

大規模津波等が発生した際に水門等が閉鎖されていない場合、大規模な浸水被害が発生する一方、閉鎖作業の際に操作従事者が危険にさらされることが想定されるため県等と連携を図りながら、操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する。

④（津波避難計画等の住民周知等）

大規模津波等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがあるため、津波避難計画・津波ハザードマップなど津波避難対策の住民周知等を促進する。

⑤（危険木伐採等）

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、住宅密集地等を中心とした倒木の危険がある樹木の伐採を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める。

1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

①（土砂災害対策の推進）

近年、気候変動等の影響による集中豪雨、局地的大雨、大型台風等の増加、さらには地震の多発に伴って、これまでに経験したことがない大規模な土砂災害の発生リスクが高まっている。村内の土砂災害危険箇所における整備率は未だ低い状況であるため、県等と連携し、人命を守るための砂防施設等の整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る。

②（治山事業の促進）

豪雨や地震の増加に伴って林地の崩壊など山地災害の発生が懸念されるため、県等と連携し、山腹工や溪間工、流木による被害を防止・軽減するための流木捕捉式治山ダムなど治山施設の必要性の検討や根系等の発達を促すための間伐など森林の整備を促進する。

③（警戒避難体制の整備等、土砂災害警戒区域等の周知）

土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図るため、県が指定した土砂災害警戒区域等を基に、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。また、異常気象等により大規模な土砂災害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や村ホームページ等による広報に努めていく。

④（火山大規模噴火時の大量軽石火山灰対策の推進）

大正大噴火規模の噴火が発生し、かつ集落側にも大量の軽石火山灰の降下があった場合、住民等の生命だけでなく生活への影響も計り知れないことから、大規模噴火時における軽石・火山灰対策について、予防時から応急対策時、復旧時における対策を講じる必要がある。また、火山灰が山地に堆積すると、少ない雨で土石流や洪水が多発するおそれがあり、県等と連携し、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する。

⑤（噴火警戒レベルの運用等の避難体制強化）

諏訪之瀬島の火山災害対策については、噴火警戒レベルの運用やハザードマップの作成・配布などの対応が図られているところであり、今後とも避難体制強化のための対応策を進める。

中之島については防災計画の火山災害対策編、ハザードマップは作成されているが噴火警戒レベルの運用はなされていない。

口之島においては、活火山ではあるが防災計画、ハザードマップはおろか観測体制もほとんど手つかずの状況であり、国、県等の関係機関と連携し取り組みを進めていく。

⑥（地域防災力の向上と人材育成）

豪雨、地震、火山大噴火等により、同時多発的に広域で大規模な災害が発生すると行政だけでは対応できない場合があり、自助と共助を高めて地域防災力を向上させるためにも防災リーダー等の人材育成を推進する。

2 救助・救急，医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

①（水道施設の耐震化）

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する。

②（物資輸送ルートの確保）

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための海上・陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、港湾・漁港施設、道路施設、緊急ヘリポートなどの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

③（備蓄物資の供給体制等の強化）

村備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する。

④（医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備）

診療所においては、大規模災害発生時には、医療用資機材・医薬品等が不足するおそれがあるため、県医薬品卸業協会、県医療機器協会、日本産業・医療ガス協会と県が協定を締結し、災害救助に必要な医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備を図っているが、必要に応じ協定内容の見直しを促すなど、円滑な供給体制の構築に努める。

⑤（医療用資機材・医薬品等の備蓄）

大規模災害発生初動期には、医療救護用の医療用資機材・医薬品等の流通確保が難しくなるおそれがあるため、大規模災害発生時の初動期（2日間）の医療救護用として、診療所独自の備蓄も行う。

⑥（応急給水体制の整備）

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあるため、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

①（港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化）

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生が想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを実際に確保できるよう、港湾・漁港の耐震強化岸壁の整備を進めるとともに、港湾の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する。

②（孤立集落対策の推進）

災害発生時には、道路の寸断により孤立集落が発生するおそれがあるため、既存施設等の点検等の結果を踏まえ、防災対策を要する箇所についてのハード対策を着実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する。

2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

①（消防の体制等強化）

大規模自然災害時には、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案が同時に多発する可能性があり、消防力が劣勢になることが想定されるため、活動人員の確保を図るとともに、緊急消防援助隊など応援隊の受入体制を整備し、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する。

②（情報通信機能の耐災害性の強化）

情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する。

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

①（医療救護活動の体制整備）

村立診療所においては、大規模災害発生時には、救護所等で活動する医療従事者の確保が必要となるため、県医師会や他の医療機関などと連携し、医療救護活動等の体制整備に努める。

②（災害対応マニュアルなどの見直し）

村立診療所において、災害時の医療体制を確保するため、医療機関が自ら被災することをも想定した災害対応マニュアル及び業務継続計画を策定するとともに、継続的に内容の見直しを行う。

③（救急患者搬送用ヘリポート等の機能確保）

大規模自然災害が発生した場合、ヘリポート着陸帯、場外離着陸場滑走路等の破損が生じると、ドクターヘリによるヘリポート等への着陸が出来ず、救助・救急活動等の絶対的不足が予想される。そこで、広域的かつ大規模な災害時におけるヘリポート等機能の被災

の想定等を行い、ヘリポート機能等の確保のために必要な耐震対策、あるいは夜間照明設備への電源確保等について検討を深める。

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

①（感染症の発生・まん延防止）

浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、関連部署や消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保に努める。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

①（避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進）

避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、エコノミークラス症候群、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う。

②（災害時保健活動及び DHEAT 受援体制の整備）

被災地や避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チームの受援体制を構築する。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 村職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

①（公共施設等の耐震化）

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する。

②（電力供給遮断時の電力確保）

電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所における住民生活等に必要不可欠な電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する必要があるため、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電システム等を導入する。

③（BCP の見直し等）

業務継続体制を強化するため、村の各業務継続計画（BCP）の策定、見直し及び実効性向上を図る。

④（庁内 LAN 及び基幹系ネットワークの機器等の冗長化等）

庁内 LAN 及び基幹系ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等を実施する。

4 必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

①（情報通信機能の耐災害性の強化等）

電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を住民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する。

4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

①（情報伝達手段の多様化等）

全国瞬時警報システム（Jアラート）の自動起動装置の活用、防災行政無線やデジタル化等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多様化・確実化に努めているところであり、それらの施策を着実に進める。

②（村の人員確保・体制整備）

得られた情報の効果的な利活用を充実させることが必要であり、そのために必要な人員・体制を整備する。

③（災害発生時の情報発信）

災害発生時において、内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、発信経路をシミュレーションしておく。

④（住民への災害情報提供）

住民への災害情報提供にあたり、村と自治会や自主防災組織などが連携して、災害情報の共有を図る必要がある。また、村内に滞在している観光客等に対して正確な情報提供をできるだけ迅速に行う。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

①（サプライチェーン確保のための港湾・漁港、道路等の防災、震災対策等の推進）

大規模自然災害が発生し、港湾・漁港、道路施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され、企業活動等の停滞が想定されるため、港湾・漁港、道路の防災、震災対策や洪水・土砂災害・津波・高潮・降灰対策等を着実に推進する。

②（電線支障木伐採等）

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、住宅密集地等を中心とした倒木の危険がある樹木の伐採を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める。

③（企業における BCP 策定等の支援）

災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定や、不測の事態においても事業を継続するための事業継続マネジメント（BCM）の構築について、本村中小企業者の取組を促すし、支援する。

5-2 発電施設の損壊、火災、爆発等

①（発電施設の安全対策等の強化）

発電施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規定等に定めるなど、事業者と密接に連携し地震、津波対策の強化を進める。

②（発電施設等の災害に備えた消防力の強化）

発電施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する。

5-3 物流機能等の大幅な低下

①（物資輸送ルートの確保）

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための海上・陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、港湾・漁港施設、道路施設、緊急ヘリポートなどの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

②（港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化）

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生が想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを実実に確保できるよう、港湾・漁港の耐震強化岸壁の整備を進めるとともに、港湾の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する。

③（孤立集落対策の推進）

災害発生時には、道路の寸断により孤立集落が発生するおそれがあるため、既存施設等の点検等の結果を踏まえ、防災対策を要する箇所についてのハード対策を着実に行之、災害に強い道路づくりを推進する。

5-4 食料等の安定供給の停滞

①（備蓄物資の供給体制等の強化）

村備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する。

②（緊急物資の輸送体制の構築）

大規模自然災害等の発生した場合に緊急に必要となる食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る。

③（物資輸送ルートの確保）

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための海上・陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、港湾・漁港施設、道路施設、緊急ヘリポートなどの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を実実に実施する。

④（港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化）

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生が想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを実実に確保できるよう、港湾・漁港の耐震強化岸壁の整備を進めるとともに、港湾の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する。

⑤（孤立集落対策の推進）

災害発生時には、道路の寸断により孤立集落が発生するおそれがあるため、既存施設等の点検等の結果を踏まえ、防災対策を要する箇所についてのハード対策を着実に行之、災害に強い道路づくりを推進する。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電気供給ネットワークや石油・LP ガス等の長期間にわたる機能停止

①（電力供給遮断時の電力確保）

電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所における住民生活等に必要不可欠な電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する必要があるため、非常用発電機やその燃料の確保、蓄電池等を導入する。

②（再生可能エネルギー等の導入促進）

長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入を促進する。

③（発電施設の安全対策等の強化）

発電施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規定等に定めるなど、地震、津波対策の強化を進める。

④（発電施設等の災害に備えた消防力の強化）

発電施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する。

⑤（危険木伐採等）

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、住宅密集地等を中心とした倒木の危険がある樹木の伐採を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める。

6-2 簡易水道、合併処理浄化槽等の長期間にわたる機能停止

①（水道施設の耐震化）

災害時等において簡易水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、簡易水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、簡易水道施設の耐震化を促進する。

②（浄化槽台帳システムの整備等）

大規模地震が発生した場合、浄化槽が被災し、長期間にわたり機能を停止する恐れがある。このため、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の使用可否の伝達・仮設トイレの設置状況の把握等に利する浄化槽台帳システムの整備及び内容充実を図る。

6-3 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

①（緊急物資の輸送体制の構築）

大規模自然災害等の発生した場合に緊急に必要な食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る。

②（物資輸送ルートの確保）

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための海上・陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、港湾・漁港施設、道路施設、緊急ヘリポートなどの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

③（港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化）

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生が想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、港湾・漁港の耐震強化岸壁の整備を進めるとともに、港湾の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する。

④（孤立集落対策の推進）

災害発生時には、道路の寸断により孤立集落が発生するおそれがあるため、既存施設等の点検等の結果を踏まえ、防災対策を要する箇所についてのハード対策を着実に行之、災害に強い道路づくりを推進する。

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う住宅密集地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

①（消火・救助活動能力の強化）

大規模自然災害時には、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案が同時に多発する可能性があり、消防力が劣勢になることが想定されるため、消防力（施設・消防水利）の強化を図る。

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

①（発電施設の安全対策等の強化）

危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規定等に定めるなど、事業者と密接に連携し地震、津波対策の強化を進める。

②（発電施設等の災害に備えた消防力の強化）

発電施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する。

7-3 沿道の建物倒壊による閉塞及び交通麻痺

①（交通施設、沿道建物の耐震化）

大規模地震が発生した場合、港湾等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、大規模地震に対応する耐震化が進んでいない交通施設及び沿道建築物の耐震化を促進する。

②（危険木伐採等）

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、住宅密集地等を中心とした倒木の危険がある樹木の伐採を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める。

7-4 ため池の損壊・機能不全による二次災害の発生

①（ため池の維持管理）

ため池やダムは築造後数十年が経過したものも多く、老朽化も見られることから、大規模地震が発生した場合、堤体の決壊等により下流域に洪水の被害が及ぶことが想定される。

このため、点検診断を実施し、補強の必要な施設については対策を実施するとともに、災害が起きた場合に備えて避難路等を示したハザードマップの作成を行う等、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する。

7-5 有害物質の大規模拡散・流出

①（発電施設等の災害に備えた消防力の強化）

発電施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する。

②（有害物質の流出対策等の推進）

大規模自然災害の発生に伴う有害物質の拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルにより、事業者等と連携して対応する。

7-6 農地・森林等の被害による国土の荒廃

①（農地浸食防止対策の推進）

豪雨が生じた場合、農地の土壌流出や法面の崩壊が生じ、農地の侵食や下流人家等への土砂流入等の被害が及ぶことが想定されるため、災害を未然に防止するための農地侵食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する。

②（適切な森林整備）

間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する。

③（治山事業の促進）

治山ダムなど治山施設の必要性の検討や根系等の発達を促すための間伐など森林の整備を促進する。

④（鳥獣被害防止対策の推進）

鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下が想定されるため、総合的な対策を推進する。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

①（災害廃棄物処理計画の推進）

建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を策定、継続的に見直し、処理の実効性向上に努める。

②（ストックヤードの確保）

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定され、早急な復旧・復興のためには、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する。

③（災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上）

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定されるため、災害廃棄物処理等の協力について、県と県産業資源循環協会との協定のもと、さらなる協力体制の実効性向上に取り組む。

8-2 復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興ができなくなる事態

①（道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成）

行政機関と建設関係団体との災害協定の締結、建設関係団体内部における事業継続計画（BCP）策定・災害協定の締結等の取組が進められているが、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。

また、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①（コミュニティ力強化の支援）

災害が起きた時の住民の対応力を向上するためには、必要なコミュニティ力を構築する必要がある。本村においては、自治会や地域づくり委員会の活動支援のほか、自主防災組織によるハザードマップ作成・地区防災計画策定・訓練・防災教育等を通じた地域づくりの推進等、コミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実させる。

第2節 指標

推進方針で示した本村の主な取組の進捗状況を把握するための指標を次のとおり設定した。

No	指標名	現状 (R5)	目標 (R10)	リスク シナリオ
1	年間訓練回数	2	2	2-3
2	津波避難訓練参加人数（人）	3 4 5	5 6 0	2-3
3	火山避難訓練参加人数（人）	1 8 4	2 0 0	2-3
4	地区防災計画の策定数（人）	7	7	
5	指定避難所の指定数	2 0	2 0	1-3 1-4
6	指定避難所の非常用発電機等の整備数	8	8	2-6 5-2
7	火山避難豪の設置数	3	5	1-4
8	福祉避難所の指定数 及び非常用発電機等の整備数 ※平島福祉避難所はコミセン併設のため 整備なし	7 (6)	7 (6)	1-3 1-4
9	飲料水備蓄量（トン）	4.2	4.2	2-1 2-2 2-6 6-2
10	食料品備蓄量（米） 食料品備蓄量（パン）	4,200 2,100	4,200 2,100	2-1 2-2 2-6 5-5
11	備蓄倉庫（個）	7	7 (必要に応じて整備) 7	2-1 3-1 5-3
12	地籍調査進捗率	12.4%	14.9%	8-1 8-2
13	合併浄化槽の普及率	95.6%	100%	2-5 2-6 6-2
14	水道管の旧管更新率	13.5%	30.0%	2-1
15	林道改良舗装率	72.1%	75.0%	2-1 2-2

				5-3 5-4 6-3
16	村道改良舗装率	17.0%	20.0%	2-1 2-2 5-3 5-4 6-3
17	道路啓開に必要な重機等配備数	0	7	2-1 2-2 5-3 5-4 6-3 7-3
18	橋りょうの点検率	100%	100%	2-1 5-3 5-4 6-3
19	橋りょうの改修率	50.0%	90.0%	2-1 2-2 5-3 5-4 6-3
20	定期船の就航率	97.2%	97.5%	2-1 2-2 5-3 5-4 6-3
21	土砂災害危険箇所表示看板設置数	0	7	1-4
22	消防団員の充足率	88%	90%	2-3
23	消防ポンプ配備数	17	18	2-3
24	消防ポンプ積載車配備数	8	8	2-3
25	消火栓の整備基数	48	48 (必要に応じて整備)	2-3
26	防火水槽の設置数	26	26 (必要に応じて整備)	2-3

第6章 村地域計画の推進

第1節 村の他の計画等の必要な見直し

村地域計画は、地域の強靱化の観点から、村における様々な分野の計画等の指針となるものであることから、村地域計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、必要に応じて内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行う。

第2節 村地域計画の進捗管理

村地域計画の進捗管理は、PDCA サイクルにより行うこととし、毎年度、指標や各施策の進捗状況を踏まえながら検証を行い、必要に応じて計画の見直しを図っていくこととする。

第7章 アクションプラン（年次計画）

国土強靱化のために取り組む具体的な事業のアクションプラン（年次計画）については、「十島村総合振興計画の実施計画」によることとする。

その際、本計画の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針との関連について、上記実施計画の一覧表に付記した。

また、村地域計画は必要に応じて計画の見直しを図ることとしているが、アクションプランについては国、県等の補助事業補採択状況、村の財政状況によって大きく変わることが予想されることから、村地域計画の本文の見直しにかかわらず毎年度見直しすることとする。